

令和5年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する
運用ガイド等の作成」報告書分冊

『退院後生活環境相談員のための
退院促進措置運用ガイドライン』に基づいた
モデル研修プログラム

令和6（2024）年3月

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
Japanese Association of Mental Health Social Workers

1. モデル研修プログラムの活用について

2022年改正精神保健福祉法が2024年4月1日から全面施行となり、医療保護入院者や措置入院者の早期の退院を促進すべく退院後生活環境相談員が担うべき役割がますます重要となります。

『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』に基づいたモデル研修プログラム（以下、「本研修プログラム」という。）は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会が令和5年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業として実施した「改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する運用ガイド等の作成」において開発したものです。

「退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン」（以下、「運用ガイド」という。）は、退院後生活環境相談員が今般の法改正の趣旨や理念を十分に理解したうえで、退院促進措置に係る具体の業務にあたっていただくことを目的に作成しておりますが、運用ガイドを広く現場の皆様を活用していただくためにも、今後は各都道府県や身近な地域において本研修プログラムに基づく研修会を開催することが期待されます。

本研修プログラムを存分にご活用いただき各地で研修会が開催されることで、退院後生活環境相談員の皆様の資質向上につながることを祈念いたします。

2. 研修シラバス

【退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～ シラバス】

対象	退院後生活環境相談員を担っている精神保健福祉士、看護師・准看護師、作業療法士、公認心理師等（予定者も含む）
獲得目標	2022年改正精神保健福祉法が2024年4月1日に全面施行となる。今回の法改正では、措置入院者への退院後生活環境相談員の選任の義務化、医療保護入院者の入院期間が定められることに伴う医療保護入院者退院支援委員会の位置づけ・開催方法の変更、地域援助事業者の紹介の義務化など、病院として取り組むべき退院促進措置が大きく変わることから、本研修では、法改正を踏まえて作成したガイドラインを基に、退院後生活環境相談員の実践力を高めることを目標とする。
運営方法	1. 講義と演習をセットにしたセッション（全4セッション）として行う。 2. 受講者6名を1グループとして、最初からグループに分かれて受講する。 3. 各グループにファシリテーターを配置し、各セッションの演習におけるファシリテーションを行う。

セッション1	テーマ	退院後生活環境相談員に求められるもの～法改正のポイント～
	【目的】 退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする。	
	【内容】 <講義> ・退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 1. 措置入院・医療保護入院共通 2. 医療保護入院関係 3. 令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡 <演習> 1. 自己紹介 2. 法改正の概要説明を聞いた上で、既に準備に取りかかっていること 3. 自身の職場でこれから準備に取りかかればならないと考えること	
	講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者または精神保健福祉に係る学識を有する者
時間	70分（講義35分、演習35分）	

セッション2	テーマ	多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践
	【目的】 退院後生活環境相談員には、入院早期から退院後の生活を見越した多角的なかかわりとアセスメントが求められる。本人主体、人と状況の関連性の把握等の視点やかかわり、チーム内での動き方を学ぶ。	
	【内容】 <講義・演習説明> ・運用ガイドの「退院後生活環境相談員の目的・役割」「選任後、速やかに行う支援」「退院に向けた支援」 ・演習の説明 <演習> ・提示した架空事例についてアセスメントを行う 1. 本人の希望、これまでの生活仕方や支援、生活環境等 2. ストレングスの整理表を活用 3. 多職種と共有の仕方 ・全体共有（数グループ） <ミニレクチャー> ・退院後の支援ニーズを特定するために入院早期からのアセスメントが必要 ・長期入院でも新たな入院でもスピードは違えどもアセスメントは同じ	
	講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者
時間	80分（講義・演習説明20分、演習55分、ミニレクチャー5分）	

セッション3	テーマ	地域援助事業者の紹介と連携～官民協働で考える連携のポイント～
	<p>【目的】 地域援助事業者の紹介が義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方や官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。</p> <p>【内容】</p> <p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域援助事業者の紹介の義務化とその範囲 ・地域援助事業者の紹介の趣旨と目的 ・障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域援助事業者の紹介の方法やタイミング、連携についての現状と課題 ・地域移行を市町村（官）医療福祉（民）協働で推進していくためのアイデアを考える ・ポイントと解説 <p><全体共有>（数グループ）</p>	
	講師	地域援助事業者として医療保護入院者等への支援及び退院支援委員会への参加経験を有する者
	時間	70分（講義30分、演習30分、全体共有10分）

セッション4	テーマ	模擬退院支援委員会
	<p>【目的】 セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する。</p> <p>【内容】</p> <p><講義></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ・退院後生活環境相談員の業務の理解（法改正での変更点を中心に） <p><演習></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例説明 ・ロールプレイ（模擬退院支援委員会） ・グループでの振り返り ・ミニレクチャー <p><全体共有>（数グループ）</p>	
	講師	退院後生活環境相談員としての経験を相当程度有する者
	時間	90分（講義25分、演習55分、全体共有10分）

研修総括 (20分)	<ul style="list-style-type: none"> ・グループごとの本研修の振り返り ・振り返った内容の全体共有（数人） ・講師による研修のまとめ
----------------------	---

3. モデル研修時資料

2024年1月28日(日)東京都会場時の講師資料例を掲載(一部改変あり)

セッション1「退院後生活環境相談員に求められるもの～法改正のポイント」

セッション1 (70分)
退院後生活環境相談員に求められるもの
～法改正のポイント～

公益社団法人日本精神保健福祉士協会/令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション1

1

セッション1 (70分)

退院後生活環境相談員に求められるもの ～法改正のポイント～

目的・狙い		<ul style="list-style-type: none">退院後生活環境相談員として理解を深めておくべき法改正のポイントについて確認し、退院後生活環境相談員の役割が遂行できるようにする
講義	35分	<ul style="list-style-type: none">法改正の概要説明演習の説明
演習	35分	<ul style="list-style-type: none">自己紹介法改正の概要説明を聞いた上で、既に準備に取りかかっていること自身の職場でこれから準備に取りかからなければならないと考えること



退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【措置入院・医療保護入院共通】

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業者等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。

市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション1

3

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【医療保護入院関係】

<入院期間及び入院期間の更新>

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意） ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院の期間の更新の同意は、直前の入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等に対して求めることとする。
 - ※ ただし、施行日時点で医療保護入院している者についての入院期間の最初の更新の同意については、現行の通知等に規定する家族等同意の運用を踏まえた上で、いずれかの家族等に対し同意を求めることとする。
- 入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が同意できない場合等（※）は、それ以外の家族等に同意を求めることとする。
 - ※ 具体的には、入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が、家族等に該当しなくなった場合、死亡した場合、意思を表示することができない場合、同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合や、当該家族等が不同意の意思表示を示した場合とする。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション1

4

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【医療保護入院関係】

<退院後生活環境相談員>

- 退院後生活環境相談員として有すべき資格に公認心理師を追加

<医療保護入院者退院支援委員会>

- 精神科病院の管理者は、法第 33 条第1項又は第2項の規定により定めた入院期間（2回目以降の更新については、更新された入院期間）が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（以下、委員会）を開催しなければならない。
- 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となる。
- 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から開催することができる。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション1

5

退院後生活環境相談員に係る法改正の概要 【通知・事務連絡】

<令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡>厚生労働省Webサイト

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 精神科医療・精神保健福祉法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi_00007.html

[通知 令和6年4月1日施行分]

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）
- 「精神保健法第33条第3項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について
- 「措置入院の運用に関するガイドライン」について」の一部改正について
- 措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について
- 「精神保健福祉センター運営要領」について
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について
- 精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について
- 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について
- 精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について
- 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について
- 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について

[事務連絡]

- 改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション1

6

セッション2 (80分)

多角的なかかわりと アセスメントに基づく実践



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

1

セッション2 (80分)

多角的なかかわりとアセスメントに基づく実践

目的・狙い		退院後生活環境相談員は、入院早期から退院後の生活を見越した多角的なかかわりとアセスメントが必要。本人主体、人と状況の関連性の把握等の視点やかかわり、チーム内での動き方を学ぶ
講義 演習説明	20分	◆ ガイドライン「退院後生活環境相談員の目的・役割」「入院から7日」「退院に向けての支援」の講義 ◆ 演習の説明
演習	55分	● 事例用意し、その事例についてアセスメントを行う ● 本人の希望、これまでの生活仕方や支援、生活環境等 ● ストレングスの整理表を活用 ● 多職種と共有の仕方 ● 全体共有(数グループ)
ミニレク チャー	5分	・ 退院後の支援ニーズを特定するために入院早期からのアセスメントが必要 ・ 長期入院でも新たな入院でもスピードは違えどアセスメントは同じ



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

2

講 義



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

3

精神科病院の管理者への義務 (退院促進措置)

1 退院後生活環境相談員の選任

(精神保健福祉士、精神障害者に関する業務に従事した経験を持つ看護師、准看護師、社会福祉士、作業療法士、公認心理士)

入院時から生活環境に関する相談を受け、病気が安定したら早々に退院できるようにする義務

2 地域援助事業者の紹介(入院者又は家族等の求めに応じ紹介する)

相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、介護支援専門員がいる介護保険施設等を紹介する義務。
入院者やその家族等から求めがなくとも希望する地域生活について聴取し、必要あれば丁寧な説明、紹介を行う。

3 医療保護入院者退院支援委員会の開催

省令で定められた入院期間(6ヶ月以内、入院から6ヶ月を過ぎるまでは3ヶ月)の更新する時に行う。

- ①医療保護入院者の入院期間の更新の必要性の有無及び理由
- ②入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な取り組み



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

4

👉 退院促進措置のポイント

部長通知より

【第1 退院促進措置に関する措置の趣旨】

措置入院及び医療保護入院者の退院促進に関する措置は、措置入院及び医療保護入院者が本人の同意を得ることなく行われる入院であることを踏まえ、本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるように講じるものであること。

非自発的入院者の早期解消

新たな社会的入院を作らない
(ニューロングスティ予防)

社会的・長期入院の解消
(オールドロングスティの解消)

人としての権利を守る



そのためには

医療と福祉・介護、行政の連携

その人となり、背景、環境を知る

アセスメント



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

5

退院後生活環境相談員の目的・役割

【第2 退院後生活環境相談員の選任】

1 退院後生活環境相談員の責務・役割

- (1) 退院後生活環境相談員は、入院者が可能な限り早期に退院できるよう、個々の入院者の退院支援のための取組において中心的役割を果たすことが求められること。
- (2) 退院に向けた取組に当たっては、医師の指導を受けつつ、多職種連携のための調整を図ることに努めるとともに、行政機関、地域援助事業者、その他地域生活支援にかかわる機関との調整に努めること。
- (3) 入院者の支援に当たっては、本人の意向に十分配慮するとともに、個人情報保護について遺漏なきよう十分留意すること。
- (4) 以上の責務・役割を果たすため、退院後生活環境相談員は、その業務に必要な技術及び知識を得て、その資質の向上を図ること。

4 業務内容（前文）

退院後生活環境相談員は、精神科病院内の多職種による支援チームの一員として、入院者が退院におけた取組や入院に関することについて最初に相談することができる窓口の役割を担っており、その具体的な業務は以下のとおりとする。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

6

退院後生活環境相談員として大切な視点

ガイドライン

- ・「生活者」の視点をもつ
- ・リカバリーの過程に寄り添う
- ・その人やその人を取り巻く環境の「強み」を活かす（ストレングス）
- ・主体性を回復・尊重する（エンパワメント）
- ・権利擁護するために働きかける（アドボカシー）
- ・当事者との協働を基本におく（パートナーシップ）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

7

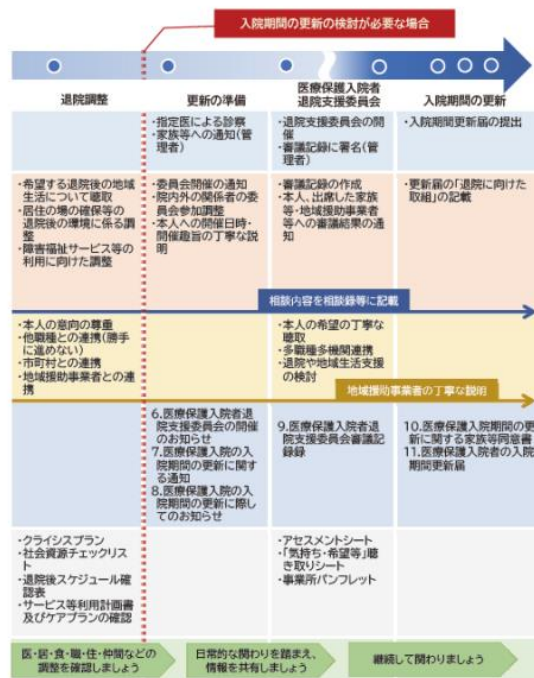
入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

Ⅲ 入院の経過に対する退院後生活環境相談員の業務

【医療保護入院者に対する退院後生活環境相談員の業務の流れ】

	入院時	入院後 7 日以内	退院に向けた支援
医療保護入院の手続き等	・入院の告知(指定医) ・同意書の要件(管理者)	・退院後生活環境相談員の選任(管理者)	
退院後生活環境相談員の業務		・本人・家族へ相談員紹介と役割の説明 ・退院等請求、病院内の虐待に関する相談体制、虐待通報窓口等の案内 ・地域援助事業者の紹介 ・退院支援委員会の説明 ・入院者訪問支援事業の紹介(都道府県等実施の場合)	・本人の意向を尊重した相談の実施 ・退院への意欲の喚起 ・地域援助事業者の情報把握と連携
業務遂行にあたってのポイント【視点】		・生活者の視点・ストレングス視点に基づいた情報の収集・整理 ・これまでの生活課題とその後の生活を視野に入れた支援	・本人の意向の尊重 ・他職種との連携(勝手に進めない) ・市町村との連携 ・地域援助事業者との連携
パブリックツール(各種様式)	2.医療保護入院に際してのお知らせ 3.医療保護入院に関する家族等同意書 4.市町村長医療保護入院同意依頼書	・5.医療保護入院者の入院届	
※番号は本ガイドラインの資料編に掲載の番号			
参考ツール	・医療保護入院者台帳	・相談員紹介文 ・ケース記録 ・アセスメントシート ・「気持ち・希望等」聴き取りシート ・社会資源チェックリスト	・相談支援ポスター ・退院前訪問指導チェックリスト ・地域援助事業者一覧表
相談員の心構え	入院のきっかけ、入院後の生活課題、本人・家族の今後の希望、生活様式等をしっかり聞き、アセスメントしましょう	本人・家族の暮らしに寄り添いながら退院に向けた支援を行いましょう	

12



13

8

Ⅲ-2 入院から7日以内における業務

(1) 入院から7日以内の業務

◆本人及び家族への説明

- ・ 入院後7日以内に選任
- ・ 速やかに当該入院者及びその家族等に説明をする
(推奨) 対面して紙面をみながら説明する

ガイドラインP.21 **視点** に注目

- ・ 業務遂行の基本的留意点
- ・ 退院後生活環境相談員が早期に介入する必要性



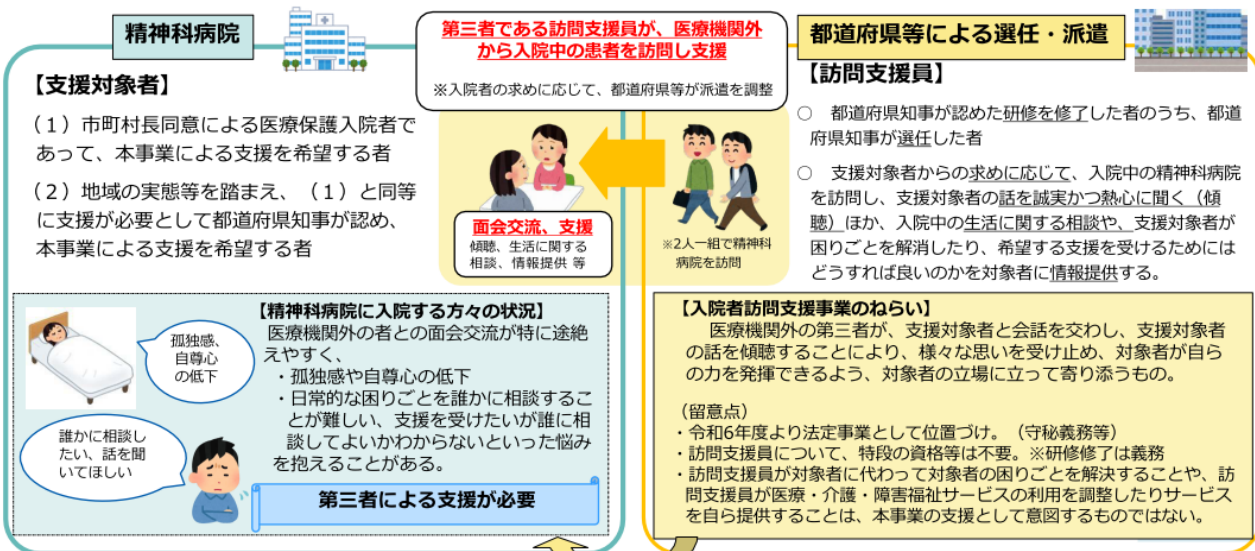
公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

9

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

出典 厚生労働省

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

10

Ⅲ-2 入院から7日以内における業務

(3) 面接(かかわり)

- 入院者に会い、部屋での面接や生活場面面接でその人やその人を取り巻く環境を知る
- 面接技術を駆使する
- 入院早期に「かかわりの機会」を確保する
- 用件だけの面接にならず、自分の事も知ってもらう



Ⅲ-2 入院から7日以内における業務

(4) アセスメント

- 入院前の生活環境や退院後の生活に関する希望を聞き取る
- 生育歴や生活歴、得意なこと、大事にしていること等の情報を収集する
- 入院前から関係のある人や機関へ連絡する

入院早期に「人」と「環境」や「関係していた人」を捉える事が、非常に重要。入院時に退院の事を考え始める位に。

視点 を参考にアセスメントを!



Ⅲ-3 退院に向けた取り組み 本人の意向を尊重した退院支援

(1) 本人の意向を尊重した退院支援につながる業務(全体)

本人の退院に向けては、本人及び家族等との相談支援をはじめ、院内多職種及び地域援助事業者等の多職種/多機関との連携を図りながら、退院後の生活が円滑に送ることができるよう努める必要がある。

- 退院に向けた支援業務
- 退院調整に関する業務



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

13

Ⅲ-3 退院に向けた取り組み 本人の意向を尊重した退院支援

(2) 本人の意向を尊重した相談支援

- 本人の気持ちに寄り添う
本人の意向を尊重する。
本人の意向が確認できない場合は、家族等の意向も大切にする。

(3) 退院に向けた意欲の喚起と具体的な取組の工程の相談

- 長期的かつ社会的な入院の課題を理解する
- 本人を取り巻く環境を捉える



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

14

Ⅲ-3 退院に向けた取り組み 本人の意向を尊重した退院支援

(4) 地域資源の情報の把握と活用

●日頃からの地域援助事業者等との関係づくり

- ・ 日常的に地域援助事業者等と連絡を取り合うことを意識する。
- ・ 障害福祉サービスや地域援助事業者等の役割や機能を理解する。

(5) 本人が希望する退院後の地域生活についての聴取

●その人を知る関係づくり

- ・ 本人と会って対話する。
- ・ かかわりの機会を確保し、面接の場所の工夫や生活場面での会話を大切に

(6) 本人の治療にかかわる者及び地域援助事業者等との連携

●多職種/多機関連携



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

15

演 習

進行・・・スタッフ、記録・・・メンバー、全体共有・・・スタッフ

①事例説明（5分）	星野さんの事例
②個人ワーク（5分）	個人ワークシートを利用し個人ワーク
③グループでアセスメント（20分）	グループで「その人」を知るシートに書いていく
④ストレングスの整理（10分）	ストレングスの整理票をグループでブレインストーミングする。アセスメントの中で強みを引き出す
⑤多職種でどのように共有するか（10分）	これらを一人でやらず、多職種で行う、多職種でどの様に行えるかを意見交換
⑥全体共有 2グループ程度（5分）	2グループ程度から報告



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

16

個人ワーク 5分

星野さんはどんな人？	家族の存在は？本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

17

グループで検討 20分

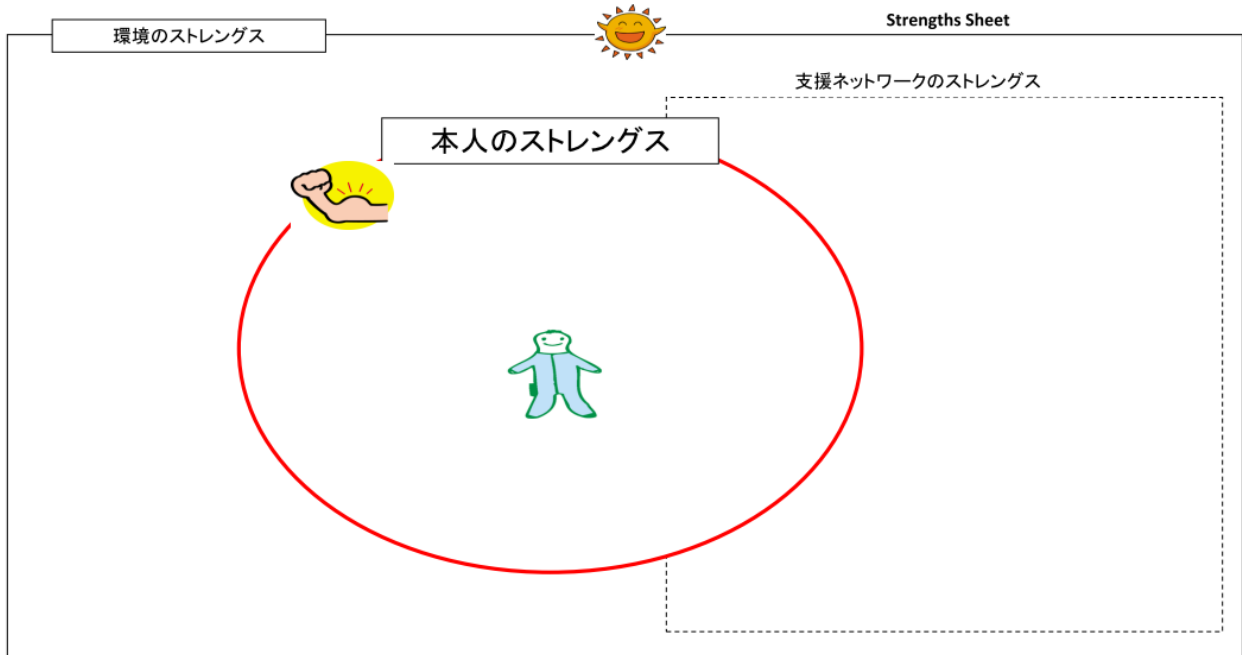
星野さんはどんな人？	家族の存在は？本人の状況、家族の思い	生活環境は？
入院の前の支援者は？連絡すべき人	どんな生活をしたいと思っている？	星野さんの心配事は？
何故入院になった？	利用している制度等は？	最初に面接する時、注意していることは？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

18

作業シート様式7：ストレングスへの気づきを促すツール



ミスボ事例理解ストレッチングツール #7 ver5.0 佐藤光正



全体共有

メモ



ミニレクチャー

- 退院後の支援ニーズを特定するために、入院早期からのアセスメントが必要。入院時診察で「どんな病状で、それに至る生活背景は何か」等を知り、引き継いでもらえると、アセスメントはしやすい。
- 長期入院者でも、新たな入院者でも、スピード感は違えどアセスメントは同じ
- ただ、情報を得るためだけでなく、信頼してもらえるように面接技術を駆使しながら、時に好きそうなこと、世間話をする必要もある



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

21

「多角的なかかわりとアセスメント」とは

- 入院時診察から始まる
- 多職種が得た本人の状況や退院後生活環境相談員が本人との面接や家族との面接、地域生活を送る中での支援者からの話をミニカンファで共有する
- それらを基に本人との面接で再確認しながら、「どんな思いをもち、生活上何に困っていたか」を一緒に考える
- アセスメントは常に行われ、新たな発見の繰り返し



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション2

22

「多角的なかかわりとアセスメント」に含まれる事

- アセスメントには「見立て」まで含まれる
- そのため、生活上で困る、苦手な事に対し、社会や制度がどんなお手伝いができるか、提案とメリットデメリットを話し、本人が希望する生活ができるよう一緒に考える「かかわり」をしてゆく。
- それらを必ずチームで行うことが重要



セッション3 (70分)

地域援助事業者の紹介と連携 ～官民協働で考える連携のポイント～



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

1

セッション3 (70分)

地域援助事業者の紹介と連携

～官民協働で考える連携のポイント～

目的・狙い		・地域援助事業者の紹介が義務化されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方や官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。
講義	30分	<ul style="list-style-type: none">● 地域援助事業者の紹介の義務化とその範囲● 地域援助事業者の紹介の趣旨と目的● 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて
演習	30分	<ul style="list-style-type: none">● 地域援助事業者の紹介の方法やタイミング、連携についての現状と課題● 地域移行を市町村(官)医療福祉(民)協働で推進していくためのアイデアを考える● ポイントと解説
全体共有	10分	<ul style="list-style-type: none">● 全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

2

目的・狙い

今回の法改正によって、これまで努力義務であった地域援助事業者の紹介が、**義務化**されるにあたって、地域援助事業者の紹介の仕方やタイミング、官民協働で地域移行に取り組む際のポイントについて学ぶ。



- 紹介しても、地域援助事業者から「今じゃない」と言われる
- 相談支援事業所がいっぱいという理由で断られる
- そのため紹介すること自体に消極的になりがち
- 社会資源が多様化・複雑化しており説明の仕方が難しい
- 地域自立支援協議会に参加したことがない



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

3

地域援助事業者の紹介の義務化

措置入院者等を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者等又はその家族等から求めがあった場合 その他入院者等の退院による地域における生活への移行を促進するため に必要があると認められる場合には、これらの者に対して、**法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）**に規定する地域援助事業者を**紹介しなければならない**（法第29条の7（法第33条の4において準用する場合を含む。）関係）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

4

地域援助事業者の範囲

- ① 一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者
- ② 市町村の障害者相談支援事業
- ③ 介護保険法による居宅介護支援事業
- ④ 障害者総合支援法における障害福祉サービス事業者



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
 退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
 2024/1/28開催時研修資料 セッション3

地域援助事業者の紹介の趣旨と目的

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容
訪問系	介護給付	居宅介護 ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ 自宅、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重症訪問介護 ㊦ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事象に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行支援 ㊦ ㊧ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動支援 ㊦ ㊧ 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重症障害者等包括支援 ㊦ ㊧ 介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	施設系	短期入所 ㊦ ㊧ ㊨ 自宅で介護する人が病気の場合に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護 ㊦ 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護 ㊦ 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
		施設入所支援 ㊦ 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 ㊦ 一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や臨時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助 ㊦ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練（機能訓練） ㊦ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練） ㊦ 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援 ㊦ 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型） ㊦ 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
訓練等給付	就労系	就労継続支援（B型） ㊦ 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援 ㊦ 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

介護給付については、**障害支援区分**の申請が必要になるため、申請から支給決定までに時間がかかる。介護給付の利用が見込まれる方については、早めに障害支援区分の申請をしておく。

ガイドラインP.31参照

厚生労働省資料



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
 退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
 2024/1/28開催時研修資料 セッション3

地域援助事業者の紹介の趣旨と目的

精神科病院の管理者には、本人又はその家族等の求めに応じて地域援助事業者を紹介することが義務付けられている。実務においては、退院後生活環境相談員等が、本人又はその家族等に地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、**日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携することが重要である。**



地域援助事業者の紹介の趣旨と目的

本人から地域援助事業者の紹介の希望がない場合においても、本人が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に本人がその利用を希望した場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連携調整に努めること。



地域援助事業者の紹介

- 常に地域援助事業者の地域資源の情報を把握し、収集した情報の整理に努めること。
- 地域援助事業者の紹介方法については、書面の交付に加え、面会（オンラインによるものを含む）による紹介やインターネット情報を活用しながらの紹介等により本人が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫する。



地域援助事業者の紹介

- 紹介を行う事業者については、必要に応じて**本人の退院先**またはその候補となる**市町村への照会**を行うこと。
- 居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整に当たっては、市町村等との協働により、**地域移行支援・地域定着支援**の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所の知見も活用すること。



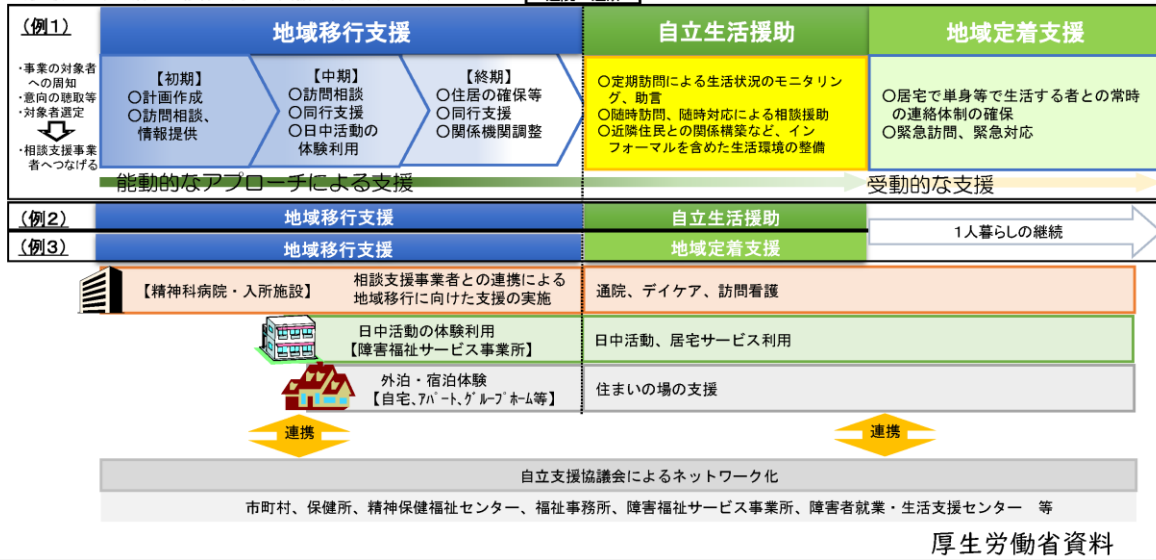
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所



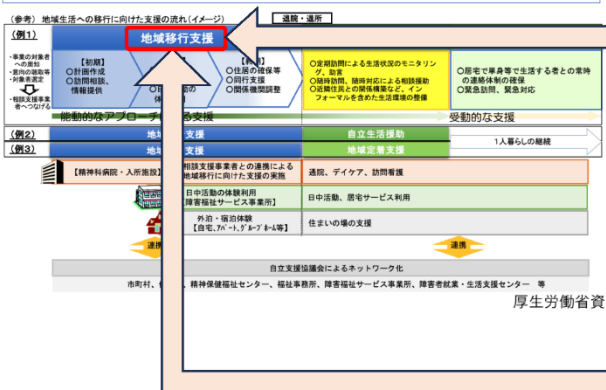
厚生労働省資料

11

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】



地域移行支援(地域へ送り出す支援)

【サービス内容】

- ・住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る)の体験利用
- ・体験宿泊
- ・地域移行支援計画の作成

【対象者】

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方
- (2) 精神科病院に入院している精神障害のある方で、住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。
- (3) 救護施設または更生施設に入所している障害のある方
- (4) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、少年院に収容されている障害のある方。
- (5) 更生保護施設に入所している障害のある方または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害のある方



公益社団法人日本精神保健福祉士協会/令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

12

地域移行支援計画（案）

これから先、6か月の計画です。自分のペースで取り組めます。今の時点の計画です。毎月相談をして、必要な時は見直しをしましょう。

利用者氏名:	A さん	作成年月日:	RS1218
サービス等利用計画の到達目標	6月には病院から退院して、日中はデイケアに通って、夜や土日はグループホームで過ごしたり、大好きなカレーを食べに行きたい。		
(1)長期内容及び期間等	2ヶ月後にはグループホームの体験を行い、グループホームに住んだ時に必要なものや心配なこと、やりたいことなどのイメージが持てる。		
(2)短期目標(内容及び期間等)	2ヶ月後には、薬を自己管理できている。また、デイケアの活動を体験し退院後のイメージが持てる。		

私(本人) A さん 自身がすることを矢印の下に書き込みます

私(A)の期待や不安	その為に協力する人	協力する内容	支援上の留意事項等	協力(支援)の目安						
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	
薬を自分で管理し忘れて、4回も飲むのを忘れてしまっているから心配です。	担当看護師B氏	まずは3日分を薬をセットする。3日分が管理できたら1週間、2週間と伸ばして飲み忘れなく飲めるようサポートする。	1日4回だが、3回まで減らせないか主治医と相談していく。	3日分の薬を担当看護師(B氏)とカレンダーにセットし、飲み忘れがなく飲めるようになる。	①1週間分の薬のセットと、自己管理ができている。②③が達成できたら2週間分の自己管理ができている。					
デイケアの活動に参加できるか、話せる人があかない不安です。	病棟看護師B氏 デイケア職員Cさん 院内作業療法士D氏	まずはAさんがデイケアに行く時には、Dが付き添い、デイケアスタッフにもDの役割の様子を伝え、退院後にもスムーズに移行できるようにサポートする。	カラオケで加山謙三を歌う。 ・将棋と卓球が得意。	デイケアのプログラムにD氏と一緒に参加する。話せるメンバーに話しかけてみる。	カラオケや将棋、卓球などの活動にも参加してみる。知り合いが3名できている。					
グループホームの居りに何があるかわからないので、敬愛してみたい。デイケアのバスが送迎に来る場所がわからないので敬愛してみたい。	地域移行支援員E氏 グループホームF氏 退院後生活環境相談員G氏	見学や体験を行います。一緒に見学に行ってみる。その後、Aさんが気に入れば、体験宿泊を調整する。体験時に、デイケアの送迎バスに乗車を確認する。週別に何があるのか敬愛する。	継続がなくなることが心配なので、サポートの中心のため、夜間の睡眠状態を確認する。		グループホームの体験の日程を調整し見学する。家からデイケアの送迎場所に入れば、1泊2日の体験から実施する。	2泊目の体験時は、送迎バスからデイケアの送迎場所へ行き、デイケアの体験から実施する。体験しての感想や入居の希望の有無を確認する。				
病棟ではいつも見たいテレビが見れないので、退院したら自分専用のテレビが欲しい。希望も買わないといけないけど、その他に必要なものも買いたい。	担当看護師B氏 地域移行支援員E氏 退院後生活環境相談員G氏	グループホームF氏に必要なものを一緒に確認し、それを一緒に買いに行く。退院後に必要な自立支援医療の手続きも併行する。	グループホームの入居が確定したら、購入ができた際の購入日、搬入日は調整が必要。						買うものをグループホームのFさんにも確認しながら一緒に買い物に行き、必要の確認など退院後に必要な手続きを行う。	

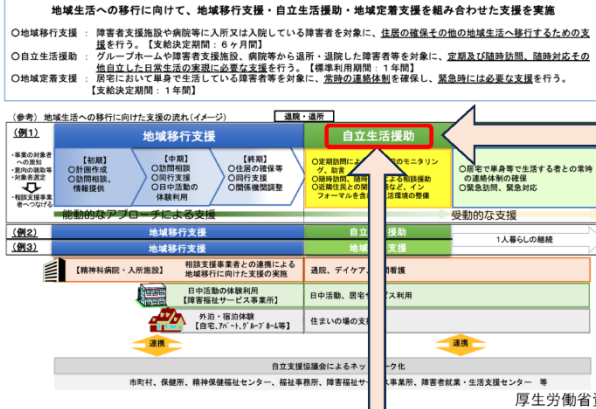
同意日: 令和4年12月19日

指定一般相談支援事業所 アソシアソーシャルサポート
相談支援専門員(地域移行推進員) 伊井 統章 印
一般社団法人支援の三角点設置研究会発行「障害者地域移行のための支援ガイドライン」における地域移行支援計画の改訂版



公益社団法人日本精神保健福祉士協会 / 令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて



自立生活援助

- 【サービス内容】**
- 定期的な巡回や随時の通報を受けて行う訪問
 - 食事、洗濯、掃除などに課題はないかどうか
 - 公共料金や家賃に滞納はないかどうか
 - 体調に変化はないか、通院しているかどうか
 - 地域住民との関係は良好かなど
 - 必要な情報の提供および助言や相談、医療機関等との連絡調整
 - その他、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

- 【対象者】**
- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入院していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
 - 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返等)
 - その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当を認められる場合



公益社団法人日本精神保健福祉士協会 / 令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

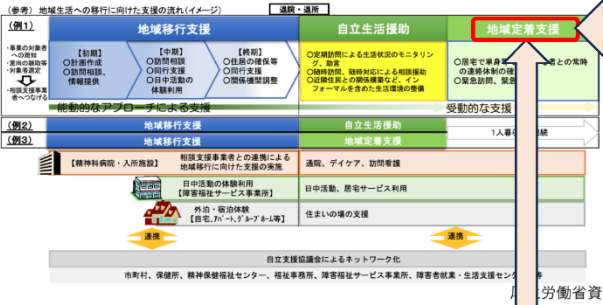
障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

○地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入居している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】

○自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定額及び随時訪問、随時対応その他の自立した日常生活の家庭に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】

○地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、定額の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】



地域定着支援（地域に住み続けるための支援）

【サービス内容】

- ・常時の連絡体制の確保（夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保）
- ・緊急時の対応（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援）

【対象者】

次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方。

(1) 家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方

(2) 居宅において家族と同居している障害のある方であっても、その見込めない状況にある方

※障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等も対象になります。

※共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

視 点

- ・ 紹介の工夫：本人又はその家族等にわかりやすく情報を届ける
- ・ 「つなぐ」ことを意識したかわり：情報提供の注意点
- ・ 地域援助事業者との連携の意義：なぜ地域移行が必要なのか
- ・ 本人と地域援助事業者をつなげるために：情報や役割の説明の準備
- ・ 地域援助事業者を紹介する上での注意点
- ・ 地域援助事業者とともに退院支援を考える：つないでからの支援
- ・ 地域自立支援協議会を活用し地域の支援体制を整える：日頃から市

町村や地域援助事業者との連携

ガイドラインP.32～P.36参照



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

地域援助事業者の紹介にあたっての 現状・課題と解決方法

現状・課題（病院・地域・行政）

強み（病院・地域・行政）



解決方法（アイデア）



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

17

セッション4 (90分)

模擬退院支援委員会

テキストP.38～P.46



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

1

セッション4 (90分)

模擬退院支援委員会

目的・狙い		・セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する
講義	25分	●退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ●退院後生活環境相談員の業務の理解 (法改正での変更点を中心に)
演習	55分	●事例説明 ●ロールプレイ ●グループでの振り返り ●ミニレクチャー
全体共有	10分	●全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

2

医療保護入院者退院支援委員会における 退院後生活環境相談員の業務

1. 委員会の趣旨と目的

趣旨:入院者が退院後の**希望する地域生活**が円滑にできるように、
出席者が**一堂に会して審議**する

・更新の必要性

・退院に向けた取り組み

→**退院後の生活環境を調整**する

目的:**退院に向けた取り組みを推進するための体制**を整備する

本人の希望を丁寧に聴き、退院後の地域生活支える、家族等
や地域援助事業者をはじめとする**関係者の調整**を行うことが重要



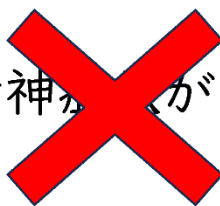
公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

3

委員会の審議対象者

・入院時または、更新時に定める**入院期間の更新**
が必要となる、**医療保護入院者**

・入院1年以上の**精神障害**が重症、慢性的な症
状…



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

4

医療保護入院の期間

- ・ 該当する医療保護入院から6か月を経過するまでの間は、**上限3か月**
- ・ 入院から6か月を経過した後は、**上限6か月**

月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	6か月以降		
例1	初回：3か月		1回目更新：3か月			2回目更新：上限6か月			
例2	初回：2か月		1回目更新：2か月		2回目更新：2か月		3回目更新：上限6か月		
例3	初回：2か月		1回目更新：3か月			2回目：3か月		3回目更新：上限6か月	

例) 入院日：令和6年4月7日 の場合

	初回更新期限	1回目更新期限	2回目更新期限	3回目更新期限
例1	令和6年7月7日	令和6年10月7日	令和7年4月7日	
例2	令和6年6月7日	令和6年8月7日	令和6年10月7日	令和7年4月7日
例3	令和6年6月7日	令和6年9月7日	令和6年12月7日	令和7年6月7日

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて 問3-1参照

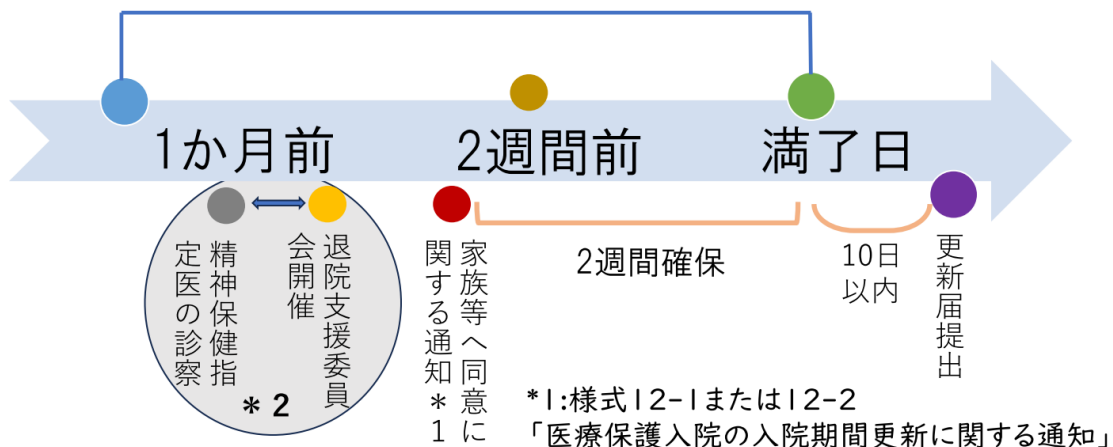


公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

5

委員会の開催時期

- ・ 当該入院期間満了日の、**1か月前～満了日まで**
- * 2 ・ 令和6年4月以降入院者：**指定医の診察と退院支援委員会の開催の順は不問**
- * 2 ・ 令和6年4月より前からの入院者：**①指定医の診察 ②退院支援委員会の順**



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

6

家族等の同意

家族等の意思	同意する	同意しない	不同意の意思表示なし(通知後2週間経過)	同意又は不同意の意思表示を行わない*2	同意者なし*3
医療保護入院	○	×	みなし同意*1	市区村長同意	市区村長同意

*1 みなし同意:入院期間中に、病院が通知した家族等と対面や電話等で、**2回以上連絡が取れている**

・通知した家族等から、継続した入院についての**不同意の意思表示がない**

*2 同意又は不同意の意思表示を行わない:通知した家族以外に、他の家族等がいる場合は、市区村長同意は依頼できない

*3 同意者なし:**家族等がない**、DV加害者である、家族等が、**本人との関わりを拒否する意思を明確に示し**、家族等が他にいない場合



公益社団法人日本精神保健福祉士協会 / 令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

7

みなし同意

家族等に対して、継続した入院の同意を求めるには**通知(様式12-1)**が必要

通知は、**診察期限の1か月前～2週間前まで**

- ①医療保護入院の**継続が必要な理由**
- ②医療保護入院の継続のための**審議が行われたこと**
- ③継続入院の**期間(6か月以内)**
- ④継続入院の同意を求める通知をした家族等から、**不同意の意思表示がなかった場合**

・**「入院の同意を得たとみなす」→みなし同意**

・通知をしてから2週間を経過した**「日付」**

例) 通知の発出日:令和6年6月10日 → 期限:令和6年6月24日
改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて 問3-11参照



公益社団法人日本精神保健福祉士協会 / 令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

8

様式15
医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

○ ○ 知事 殿

病院名
所在地
管理番号

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	氏名	性別	生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名	性別	生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日	
住所	都道府県	郡市区	町村 区	
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父等	4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 昭和平成令和 年 月 日)			
8 市町村長				
□ 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした				
家族等へ通知を済した日 令和 年 月 日				
家族等に示した回答期限 令和 年 月 日				
(回答期限は、通知を済した日から2週間を経過した日であることを留意)				
通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)				
令和 年 月 日 (□面会 □電話 □その他 ())				
令和 年 月 日 (□面会 □電話 □その他 ())				

9

委員会の出席者

必要不可欠な出席者

主治医

看護職員
(担当看護職員が望ましい)

選任された退院後生活環境相談員

管理者が出席を求める当該病院職員

本人が出席を求め、出席を求められた者が出席要請に応じる時

本人
(出席を希望した場合)

家族等

地域援助事業者
その他本人の退院後の生活に関わるもの

公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

委員会の開催手順

- 当該医療保護入院者本人に通知(医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ)する
- 本人から出席の要請の希望があった場合、希望者に対して以下を通知する
 - ・委員会の開催日時及び開催場所
 - ・医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
 - ・出席が可能であれば委員会に参加されたいこと
 - ・文書による意見の提出も可能であること



審議結果

1. 医療保護入院者退院支援委員会審議記録(以下審議記録)を作成する
2. 病院の管理者は、審議状況を確認し、審議記録に署名する
3. 審議終了後、できる限り速やかに、審議の結果を本人、当該委員会への出席要請を行った、家族等、地域援助事業者等に対して、審議記録の写しによって通知する
4. 入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院におけた手続きをとる
5. 入院期間の更新の場合は、直近に開催した委員会の審議記録を入院期間更新届に添付する



審議記録

- 審議記録は、本人が理解しやすい言葉遣いや、文字等に配慮して作成する
- 審議終了後、できるだけ速やかに審議記録の写しを、本人、当該退院支援委員会に出席要請を行った人、家族等、地域援助事業者へ通知する
- 入院期間更新届には、当該届け出の日から、直近の審議記録を添付する。



経過措置 令和6年4月～9月までの取り扱い

R6.4～9月に推定入院期間が経過する

- 改正前規則による退院支援委員会を開催。
①入院期間の設定 ②退院に向けた取り組み
→要医療保護入院
- 継続して入院させることができる。
- 入院期間の設定が、4月～9月までの間は、定期病状報告書は不要
- 10月以降は、継続入院の手続きが必要
- 10月までは、これまで通りの開催手順



令和6年4月～9月に改正前規則による 推定入院期間を迎える

例) 入院: 令和6年1月10日

推定される入院期間: 5か月

退院支援委員会期限: 令和6年6月10日の(前後2週間)

- ①入院期間の設定
- ②退院に向けた取り組み

*①で、推定される入院期間が令和7年1月末を越える場合は、**令和7年1月31日**までに指定医の診察、退院支援委員会の開催、同意の手続きを終了することが必要。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

15

経過措置 令和6年10月以降

R6.10月以降に入院期間満了日を迎える

- 1) ①指定された診察の期限までに精神保健指定医の診察
 - ・継続した入院を要する(継続入院)
 - ・医療保護入院に該当しない
 - 退院または任意入院へ変更(指定医は診療録に記載)
- 2) 継続入院させる場合
 - ②退院支援委員会を開催(指定医による診察期限の1か月前から)
 - ・医療保護入院の継続の要否のための審議
 - ③家族等へ同意に関する通知
 - ④満了日までに手続き終了

改正法の施行日(令和6年4月1日)以前からの医療保護入院者

入院日の属する月	精神保健指定医による診察の期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

16

令和6年10月以降に改正前規則による 推定入院期間を迎える

例1) 入院: 令和5年12月10日

推定される入院期間: 11カ月

退院支援委員会期限: 令和6年11月10日

経過措置による退院支援委員会の期限:

令和6年12月31日

(この期限までに、指定医の診察の上、退院支援員会を
開催、同意の手続きを終了させる)



継続入院決定後の手続き

1) 継続入院に係る医療保護入院者、同意した家族等

→継続入院をさせることとその理由の告知

様式14: 医療保護入院期間の更新に際してのお知らせ

2) 継続入院の届出(10日以内)

様式13: 医療保護入院期間更新に関する家族等同意
書」添付

様式15: 医療保護入院者の入院期間更新届



様式14

医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ

(医療保護入院者の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院の入院期間の更新について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるまでは3ヶ月以内、医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるからは6ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、ご家族などの同意を得て入院期間が更新されます。

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、以下の理由・目的により、入院を続けることが必要であると判定され、医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた上で、医療保護入院の期間が更新されました。

あなたの入院は、法第33条【□①第1項、□②第2項】の規定による医療保護入院であり、更新後の入院期間は、法第33条第6項の規定に基づき、年 月 日までとなります。

【入院を続けることが必要理由について】

- 1. あなたは、診察の結果、以下の状態にあると判定されました。
①幻覚妄想状態 (幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい)
②精神運動興奮状態 (欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい)
③昏迷状態 (意志活動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい)
④抑うつ状態 (気分の落ち込みや悲観的思考、興味や喜びの消失などが続いている)
⑤躁状態 (気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている)
⑥せん妄・もうろう状態 (意識障害により覚醒水準が低下している)
⑦認知症状態 (認知機能が低下し、日常生活に支障を来している)
⑧統合失調症等発達状態 (障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい)
⑨その他 ()

- 2. あなたは、以下の理由により入院を続けることが必要とされました。
① 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります。
② あなたの安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要があります。
③ その他 ()

裏面へ続く

【入院中の生活について】

- 1. あなたの入院中、手紙やはがきを受け取ったり出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で処分されることがあります。
2. あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人とならうとする弁護士との面会は、制限されませんが、それ以外の人の電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限されることがあります。
3. あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。
4. あなたの入院期間については、一定期間ごとに入院の必要性について確認を行います。
5. 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介するので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。
6. 入院中、あなたの病状が良くなるように力を尽くしてまいります。もしも入院中の治療や生活について不明な点、納得のいかない点がありましたら、速慮なく病院の職員にお話しください。
7. それでも入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、都道府県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知らせになりたいときは、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

自治体の連絡先 (電話番号を含む)

- 8. あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

自治体の虐待通報に関する連絡先 (電話番号を含む)

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指 定 医 の 氏 名

主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

様式15

医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

知事 殿

病院名

所在地

管理番号

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

Table with columns for patient name, sex, birth date, admission date, and medical status. It includes a detailed section for 'Medical Status' with various categories like hallucinations, mood, and cognitive function.

Administrative form for the update of medical protection hospitalization. It includes fields for the hospital name, management number, and a detailed section for 'Retirement Measures' (退院に向けた取組の状況) with checkboxes for various support services.

退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)

重度かつ慢性～にあたり退院支援委員会を 開催していない医療保護入院者

令和6年10月以降に手続き(経過措置の関係から)

例) 入院:平成30年5月8日

経過措置による退院支援委員会の期限:

令和6年11月30日

(11月30日までに、指定医の診察の上、退院支援委員会
を開催、同意の手続き終了)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

21

措置入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の入 院期間更新届にかかる業務

- 措置入院者の定期病状報告書の報告事項として
「選任された退院後生活環境相談員の氏名」と「退
院に向けた取組の状況」が追加。
- 措置入院者が地方公共団体による退院後支援計
画の作成対象者である場合は、退院後支援のニー
ズに関するアセスメントの実施状況、通院先医療機
関、行政関係者、地域援助事業者等による支援体
制形成のための調整状況、計画作成におけた会議
の開催状況等を記載。



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

22

様式23

措置入院者の定期病状報告書

令和 年 月 日

〇 〇 知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第1項の規定により報告します。

措置入院者	フリガナ	氏名	性別	生年	月	日	明後	大正	年	月	日	出生
措置年月日	昭和	年	月	日	昭和	年	月	日	入院	年月	日	年月
前回の定期報告年月日	昭和	年	月	日								
病	1 至らる精神障害	2 至らる精神障害	3 身体合併症	ICDカテゴリー	ICDカテゴリー	ICDカテゴリー						
過去から月間(措置入院後3か月以内)の療養の内容及その結果	過去から月間(措置入院後3か月以内)の療養の内容及その結果											
経過の要約及び指導の現状	経過の要約及び指導の現状											
選任された退院後生活環境相談員	選任された退院後生活環境相談員											

最大の精神行動(人はこれまでの、又は今後起こるおそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、施設行動等、現在の状態(経過のローマ数字及びその経過を含む)	
1 殺人	A-I	<現在の精神症状>
2 強盗	A-II	1 被害
3 窃盗	A-III	1 窃盗 2 殺人 3 ぼうぼう 4 その他
4 非同急性交渉	A-IV	1 被害(軽度障害、中等度障害、重度障害)
5 窃盗(のいせつ)	A-V	1 被害 2 見当失神 3 健忘 4 その他
6 傷害	A-VI	1 被害 2 33種 3 その他
7 暴行	A-VII	1 被害 2 33種 3 その他
8 痴喝	A-VIII	1 被害 2 33種 3 その他
9 脅迫	A-IX	1 被害 2 33種 3 その他
10 強姦	A-X	1 被害 2 33種 3 その他
11 器物損壊	A-XI	1 被害 2 33種 3 その他
12 盗火又は盗電	A-XII	1 被害 2 33種 3 その他
13 窃盗(盗火)	A-XIII	1 被害 2 33種 3 その他
14 詐欺等の経済的な行為	A-XIV	1 被害 2 33種 3 その他
15 自殺未遂	A-XV	1 被害 2 33種 3 その他
16 自殺	A-XVI	1 被害 2 33種 3 その他
17 その他	A-XVII	1 被害 2 33種 3 その他

退院に向けた取組の状況	選任された退院後生活環境相談員 ()
(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)	地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし)
	上記で「あり」の場合の紹介状況 ()

講義は以上です。

次は、演習です。

事例を用いて模擬退院支援委員会を開催します。



演習 模擬退院支援委員会

目的・狙い		・セッション1～3を踏まえ、事例をもとに「模擬退院支援委員会」を開催し、ロールプレイを通して、退院後生活環境相談員の役割の理解を深めると共に、退院支援委員会開催にかかる業務を理解する
講義	25分	<ul style="list-style-type: none"> ●退院支援委員会開催に向けた調整や運営について ●退院後生活環境相談員の業務の理解 (法改正での変更点を中心に)
演習	55分	<ul style="list-style-type: none"> ●事例説明 ●ロールプレイ ●グループでの振り返り ●ミニレクチャー
全体共有	10分	●全体共有



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

25

進 行

- ①事例説明(10分)
- ②ロールプレイ(25分)
- ③グループでの振り返り(10分)
- ④ミニレクチャー(10分)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

26

シナリオ

星野さんが入院して2カ月が過ぎようとしています。入院期間は3か月を超えない令和6年7月30日までです。

しかし、主治医でもある指定医の診察の結果、3か月での退院は難しいとの判断もあり、星野さんの「医療保護入院者退院支援委員会」を開催することになりました。病院の退院後生活環境相談員は、本人に退院支援委員会の説明をして参加を促しました。

また、星野さんの今後の地域生活を応援していくサポーターを増やしていく必要から、本人の同意を得た上で、委員会開催を機に地域移行支援を導入することとし、地域援助事業者として市内の相談支援事業所を紹介しました。本人および関係者との日程調整の結果、本日、退院支援委員会開催を迎えることとなりました。

なお、退院後生活環境相談員は、この2か月間、他職種への働きかけ、本人の意向確認等、退院への支援をしてきましたが、主治医は退院は消極的だったため、具体的な退院への取り組みはあまり進んではいませんでした。



ロールプレイの役割

- ①星野さん(本人)
- ②担当退院後生活環境相談員
- ③主治医(精神保健指定医)
- ④担当看護師
- ⑤家族(妹)
- ⑥地域援助事業者
(相談支援事業所の相談支援専門員)

※星野さん以外は、参加者の苗字を使って下さい。



それぞれのスタンス

前提：病状的には退院については医師でも意見が分かれるような状態

- ①星野さん：一刻も早い退院を希望
- ②退院後生活環境相談員：本人の希望を応援
- ③主治医：退院は時期尚早
- ④看護師：主治医の見解に同意
- ⑤家族（妹）：退院には強い不安
- ⑥地域援助事業者（相談支援専門員）：
本人の希望を応援



ロールプレイのポイント

- 今回のロールプレイ（退院支援委員会）の進行は、「退院後生活環境相談員」が行ってください。
- 退院後生活環境相談員は、「退院支援委員会審議記録」の「退院に向けた取組」を意識して進行してください。
- ファシリテーターはロールプレイには参加しません。「座る位置」、その他の配慮はすべて退院後生活環境相談員にお任せします。



セッション4

ミニレクチャー



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

31

退院支援委員会開催のポイント

☆権利擁護の視点☆

- 誰による、誰のための委員会であるかを忘れてはならない
- 退院支援委員会では、ケア会議に加えて、権利擁護の側面があることを念頭におく

☆退院支援委員会開催にあたって☆

- 本人の意向から始めているか？
- 地域援助事業者の情報が本人にわかりやすく伝わっているか？
- 院内多職種との連携はできているか？
- 地域移行・地域定着支援の利用を意識できているか？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

32

退院支援委員会開催のポイント

☆本人および地域援助事業者の参加の意義☆

- 自分の病院の**本人(家族)参加率**を把握しているか？
- 自分の病院の**地域援助事業者の参加率**を把握しているか？
- 本人(家族)や地域援助事業者が**参加しやすい工夫**をしているか？
- 本人(家族)の**意向が審議に反映**されているか？
- 本人(家族)が出席を望まない、あるいはできない場合でも、**事前に本人の意向を聴き取り、それを審議時に代弁**しているか？
- 元から利用していた地域援助事業者以外の事業所等を新規で紹介したことはあるか？



公益社団法人日本精神保健福祉士協会／令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション4

33

医療保険入院者退院支援委員会審議記録

委員会開催年月日 年 月 日	
患者氏名	生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
退院後生活環境相談員の氏名	
現在の入院期間	年 月 日から 年 月 日まで
出席者	主治医 () 看護職員 () 退院後生活環境相談員 () 本人 (出席・欠席)、家族等 () (続柄) その他 ()
本人及び家族等の意見	
	有 ・ 無
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	
更新後の入院期間	年 月 日まで
※入院から6ヶ月経過までは3か月以内、6か月経過後は6ヶ月以内の期間。	
その他	
〔病院管理者の署名: 〕 〔記録者の署名: 〕	



本人及び家族等の意見	
	有 ・ 無
・入院期間の更新の必要性の有無とその理由 ・退院に向けた具体的な取組	
更新後の入院期間	

34

審議記録記載上のポイント

☆「本人及び家族等の意見」の欄☆

- 委員会に本人や家族が出席している場合は、当然ながら本人や家族の意見が委員会のなかで語られなければならない。そして、審議記録には、その内容がしっかりと記述されていることが重要
- 本人(家族)が参加を拒否したことなどにより、委員会に参加できなかった場合でも、事前に本人の意向の詳細を確認し、その意向が審議結果に反映されていないといけない
- 本人(家族)が意思を表出できず、意思決定や意思確認がどうしても困難な場合でも、本人をよく知る関係者等が集まり、本人の「推定意思」をチームで確認し(意思決定支援)、退院後生活環境相談員はその内容が委員会のなかでしっかり取り扱われるように委員会を進行していく必要がある



審議記録記載上のポイント

☆「入院期間の更新の必要性とその有無」の欄☆

- 医療保護入院の要否判断は主治医による医学的判断に基づくものである。主治医が委員会で説明した判断内容を、退院後生活環境相談員は記録者の立場で「要約」することに徹しているか？
- 記録者としての退院後生活環境相談員は、主治医の説明に整合性があるかどうかをチェックする役割を担うが、その際、本人を取り巻く社会的背景(家族・経済・住居等)を医療保護入院の要否判断の材料に据えてしまっていないかに注視する必要がある
- この項目では、「本人の意思に反してでも、医療保護入院でなくては治療できない理由」が明確に書かれている必要がある。入院継続に至る原因は社会的要因とは関係なく、あくまでも病状や症状により入院期間の更新が必要な理由が医学用語を極力用いずに記述されていないといけない(そのことが委員会時に必ず確認されている必要がある)



審議記録記載上のポイント

☆「退院に向けた取組」の欄☆

- この欄は、アセスメントに基づく退院後生活環境相談員の「支援計画」ならびに病院としての多職種チームによる今後の治療や支援介入計画の具体的な内容、退院支援委員会での審議内容（地域援助事業者が参加している場合には、事業者の見立てや見解等も含めて）を簡潔に記載する
- 退院後生活環境相談員は本人が退院することを想定し、そのためにどのような支援が今後必要となるか、現状を踏まえてアセスメントした上で、現段階の支援計画を構想することが重要
- そこには本人の意見を反映することが前提であり、それをわかりやすく文章化する必要がある



届出等文書と権利擁護の視点

- 「医療保護入院者の入院届」、「医療保護入院者退院支援委員会審議録」、そして新設される「医療保護入院者の入院期間更新届」、などは強制入院を強いられているクライアントの状況や状態、病院でのかかわりを外部（第三者）に伝えることのできる貴重な機会である
- 「忙しい」、「業務過多」、「書類ばかり増えてうんざり」などなど、退院後生活環境相談員からはこういった声が多く聞こえてくる。今回、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」にて、「医療保護入院者退院支援委員会の記録の作成にも積極的に関わることが望ましいこと」の一文は削除されたが、現実的には退院後生活環境相談員が本審議録の記載を担うことが多いと思われる。「医療保護入院者退院支援委員会審議録」や「入院診療計画書」に「退院に向けた取組」が項目として存在していることの意味を深く考えなければならない
- 文書ひとつ、紙ひとつと思わずに、そこには退院後生活環境相談員として「権利擁護」の視点が含まれていなければならず、それが入院患者一人ひとりの人生に影響を与えているということを意識し、私たちはその重みを忘れてはいけない



ポイントと解説

- 定期的に地域自立支援協議会や行政との「協議の場」に参加し、どのタイミングで紹介したらいいのかを話し合う。
- 地域援助事業者と協働して地域移行支援計画を作成する。
- 本人や家族へ事業所情報などのパンフレット(ツール等)やポスターなどの活用。
- 長期入院者に地域の情報を届けるためのリーフレット作成
- 「べき」が出た時は要注意!(ご本人が置き去りにになっていることがある。)



公益社団法人日本精神保健福祉士協会/令和5年度障害者総合福祉推進事業
退院後生活環境相談員実践力アップ研修～改正精神保健福祉法を踏まえた運用ガイドを用いたモデル研修～
2024/1/28開催時研修資料 セッション3

18

セッション4 演習 事例（星野さん）

私は地元の高校卒業後、5年ほど左官屋に勤めましたが、20代半ば頃から独立して下請けをしていました。仕事の依頼が少ないため、父の遺産と母の年金で生活しているような状態でした。スポーツ観戦が好きで、仕事が無い時は野球やサッカー、相撲等のスポーツ観戦をして過ごしていました。30歳頃には仕事は全く無くなりました。母は高齢だったため、自治会の草刈りや消防訓練には私が参加していました。学生時代は友人が多い方でしたが、徐々に疎遠になり、今はほとんど付き合いがありません。結婚したことはなく独身です。きょうだいは他市に嫁いだ3歳年下の妹がいます。親しい親戚はいません。



仕事が無くなった平成30年頃（30歳時）より近所から電波で攻撃されるようになりました。足に電波をあてられて痺れるので、困った私はちよくちよく警察や民生委員に相談をしに行きました。令和に入ってからは母が体調を壊して入退院を繰り返すようになり、私は自宅で一人で生活することが増えました。この頃から電波の相談を警察に毎週のようにしていました。眠れない日が増え、次第に痩せていきました。警察からは保健所に相談するよう勧められましたが、意味や必要性がよく分からなかったため保健所に行くことはありませんでした。



令和6年4月初めに母が亡くなりました。それからは電波の攻撃が以前に増して強まり、眠れない日が続き、食欲もなくなりました。葬式以降、妹が私を心配して頻りに様子を見に来てくれるようになり、妹の勧めで、令和6年4月30日に精神科病院に受診することになりました。妹も一緒に付き添ってくれました。診察の結果、統合失調症の疑いがあり、栄養状態も悪いので入院が必要と言われました。私は入院する気など全く無かったので、「入院はしません」と言いましたが、妹の同意で入院しなければならなくなりました。入院の際に手渡された「医療保護入院に際してのお知らせ」には、入院期間は、入院日から3ヶ月を超えない令和6年7月30日までと書かれていました。そんな長期間ここにいななければならないのか、と愕然としました。入院するにはお金がかかりますが、貯金も無くてとても不安でした。後から聞いたのですが、この日のうちに相談員さんの紹介で妹が生活保護の申請をしてくれていました。

初めて入院した精神科病棟の出入り口には鍵がかかり、自由に出入りできませんでした。実は診察の時、誰も私の話を聞いてくれない感じがして大きな声を出したんです。診察室には妹のほか看護婦さんもいましたが、病気ではなくてただ電波をかけられて困っていることを伝えたかったんです。その様子を見た主治医は「静かなお部屋に入って薬を飲み、しっかりと休みましょう」と言って、頑丈な扉で閉められた個室で過ごすことになりました。とても辛く寂しく、いつ出られるのか不安でした。何でこんなことになったのか、時々来る看護婦さんに話をしても全く取り合ってくれませんでした。どうすればいいのかわかりませんでした。

入院して5日目、他の患者さんがいる所に数時間出られるようになりました。周りの患者さんはグループで親しげに話していましたが、私は一人も知り合いがいなかったので、すみっこにポツンと座っているばかりでした。そこに「退院後生活環境相談員」だと名乗る人が来て、私の担当相談員に選任されたこと、そしてその役割について説明してくれました。しかし言葉が難しくてよくわかりませんでした。



○ロールプレイ資料 - それぞれのスタンス

・星野さん

入院して3か月が経過しようとしていますが、一刻も早く退院したいです。観たいテレビも観られないですし、制限も多いので早く退院したいです。先生からは施設への入所を勧められています、慣れないところでの生活はもうこりこりです。一人で暮らすのは大変ですので、退院後生活環境相談員さんが教えてくれた福祉サービス？を利用しながら、自宅で気ままに過ごしたいです。

・退院後生活環境相談員

入院後、星野さんとのかかわりを開始しました。お母さんが亡くなってからは一人で暮らすようになりとても苦労されたようです。妹さんにも迷惑をかけたくないとあまり相談できなかつたようです。今後も、ご自宅での生活を希望されていますが、今はまだ病状が不安定なこともあり、先生からの退院の許可は下りていません。入院前に家事が出来なかつたのと、退院したらやることのないのが悩みと聞きましたので、私からはまずは地域移行支援を活用し、複数の障害福祉サービスを紹介することにしました。

・主治医

入院前は幻覚妄想状態や精神運動興奮が顕著で、情動も不安定であったため、隔離処遇から開始しました。投薬を開始し、陽性症状は少しずつ軽快してきています。しかし、未だに突発的な不安定さが確認されることや、便秘や振戦などの薬の副反応も出ていることから、今後も薬剤を調整する必要はあると思います。ご本人は自宅への退院を希望されていますが、これまでの生活を考えると単身生活は難しいのではないのでしょうか。私としては見守り体制が整っている GH 等への退院を勧めたいと思っています。

・病棟看護師

病棟内では比較的落ち着いて過ごしています。服薬の拒否もありません。時折、電波攻撃の話をされますが、しつこさは特にはありません。妹さんも時々面会に来られますが、状態が安定してきていることに安心されているように見えます。入院前は、一人暮らしで生活に色々支障が出ていたと思いますし、栄養バランスも悪かつたようです。先生がおっしゃるように、病院のように一日のスケジュールが決まっています、見守り体制が整っているところの方が本人さんは安定されるのではないのでしょうか。

・地域援助事業者（相談支援事業所 相談支援専門員）

担当の退院後生活環境相談員から連絡を受け、地域移行支援を使って星野さんを支援することになりました。また、星野さんにはお会いしていませんが、ご自宅への退院を希望されていると伺っています。地域移行支援を始め、障害福祉サービス等の説明から始めていきたいと考えています。妹さんも、地域にどのようなサービスや支援があるのかあまりご存じない様子ですね。先生や看護師さんは GH への退院を推しているようですが、星野さんが希望される生活が送れるように、地域援助事業者として本人の思いに寄り添っていききたいと思います。

・妹

入院する前は、家はゴミだらけで入浴もせず、それはもう本当に大変な状態でした。昔の兄は仕事熱心で優しかつたです。また昔のような兄に戻ってほしいと思っています。兄が穏やかに過ごせるのであれば、先生が言うように GH とは施設にお願いしようかなと思います。兄は自宅へ戻りたいようですが、また同じようなことになってしまわないかと私は心から心配です。

令和5年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置の有効な実施に関する
運用ガイド等の作成」

事業責任者及び事業担当者一覧(氏名及び所属)

■事業責任者

田村 綾子	聖学院大学／本協会会長（埼玉県）
尾形多佳士	さっぽろ香雪病院／本協会副会長（北海道）

■事業担当者

的場 律子	福永病院／本協会理事（山口県）
浅沼 充志	花巻病院（岩手県）
伊井 統章	アソシアソーシャルサポート（兵庫県）
大塚 直子	井之頭病院（東京都）
木太 直人	日本精神保健福祉士協会／本協会常務理事（東京都）
熊取谷 晶	京都府中丹東保健所（京都府）
澤野 文彦	公益財団法人復康会（静岡県）
瀬戸口祐貴	さっぽろ香雪病院（北海道）
種田 綾乃	神奈川県立保健福祉大学（神奈川県）

※順不同

『退院後生活環境相談員のための退院促進措置運用ガイドライン』に基づいた
モデル研修プログラム

発行 令和6(2024)年3月

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
160-0015 東京都新宿区大京町 23 番地3 四谷オーキッドビル7階
TEL.03-5366-3152 FAX.03-5366-2993
<https://www.jamhsw.or.jp/>



JAMHSW